

平成23年度 あすなろ福祉会法人本部事業計画

今後の中・長期の展望にたつて、法人本部理事、各施設幹部などの世代交代や、その時代に適した的確な施設運営に対応し、法人の掲げている理念の確実な継承を目指した体制作りを進める。

I 理念の継承

法人の理念、「清水あすなろ福祉会の目指すもの」を法人の存立基盤とするために改めてその内容、表現を再確認する。法人として定款に次ぐ重要文書として取り扱いを定めるとともに各施設において幹部にとどまらず、職員間においても理念についての理解を深め、施設の現状と理念との整合性について現状に問題が無いか改めて検討する。理念についての認識を深める取り組みの中で理念そのものについて疑義や意見が出されれば、理事会において検討を加える。(現在の理念に問題があるという意味合いではない)

法人の理念 清水あすなろ福祉会のめざすもの

- 一、すべての子ども、障害のある人、高齢者が健康で文化的な生活がおくれるよう、地域の人々と力を合わせて、地域福祉の充実と向上に努め、施設として可能な限り必要な支援を行います。
- 二、子供たちが集団の中で、一人ひとりが大切にされ、高齢者や障害のある人も一人の人格として尊重される施設運営を目指し、常に努力します。
- 三、利用者・職員・地域住民・関係者の協力を基礎に健全な財政の確立に努め、一人ひとりの意見を大切にする民主的な運営・経営を行います。
- 四、公的な責任と共同の力で、だれもが、必要なときにいつでも利用できる福祉施設の実現を目指し、広範な人々と協力します。

参考 各施設で掲げる理念

風の子保育園のめざすもの 私たちの目指す保育園 5つの柱

- ① 子ども達が集団の中で**のびのび**育つことのできる保育園
集団の中で一人一人が大切にされ、自主性と社会性を見につけ豊かな感情と思考力の発達もめざした保育を！
- ② 産休明けから就学まで、年齢・障害・保育時間を問わず、保育を必要とする子ども父母の立場に立った**保育の創造**をめざそう！
- ③ 父母・職員・後援会・地域住民が、ひとつになって、皆でつくり皆で育て地域から愛される**保育園**に！
- ④ 子ども・父母・職員の立場を大切にし、皆の財産である**保育園**を民主的に運営しよう！
- ⑤ 保育をめぐる様々な要求を大切にし、その一つ一つを子どもと保育を必要とする父母の立場に立って、実現できる**保育運動**を発展させよう！

「ともの家」 設立理念

- 1・障がい者も主人公として精一杯生き、人間としてたくましく、豊かな人生を築くことを目指します。

- 2・地域の人々の理解と協力のもとに、共に生きる町づくりを目指します。
- 3・障がい者や家族・関係者一人ひとりの意見を大切にしたい、民主的な経営を目指します。

Ⅱ 各施設と理事会との責任関係をより明確にする。

その目的

あすなろの家は24年度からの施設長交替に向けて後任体制を遺漏の無いように構築していかなければならない。

風の子保育園は23年度中に園舎建て替えを行い、その期間中、仮園舎での保育を支障なく進めなければならず、かつ新園舎での保育が始まる24年度からの定員増加にむけて保育体制の見直しを進めなければならない。

ともの家も23年度中の新グループホームの建設と開設、事業規模の変化と職員・幹部の配置変更などの対応を行わなければならない。

こうした施設運営の中心になる幹部の世代交代を含め、どのような状況の変化の中でも常に中心となる経営理念をしっかりと継承させていける理事会体制が求められる。

一方で各施設における事業運営を時宜に即して迅速かつ確実に実施していくうえで、施設の独自性も必要である。

施設と法人はそれぞれの責任分野をより明確にしながらいっしょとなった運営を持続させなければならない。

その内容

理事会の責任 各施設運営におけるコンプライアンスが誠実に実行されるとともに法人の理念が施設運営に反映されていることに責任を持つ。

施設の責任 施設の長は法人の理念と施設の基本理念に基づいて施設運営を行い、経営が長期的に維持される見通しを明らかにすることを前提に予算編成と、その実行計画およびその執行に責任をもつ。ただし、定款や定款細則に定められる事項について理事長や理事会の承認を受けると言う前提が免除されるわけではないし、最終的に発生する結果についての責任を理事会が負わなければならないことは言うまでもない。

理事会は施設の方針や経営状況について報告を受け、内容を検討確認するが前記基本方針に反しない限り施設経営の独自性を尊重する。ただし、そのことは理事会が施設に対して意見を呈することを妨げるものではないし、施設も呈された意見については真摯に対応するべきものであることは言うまでもない。

理事会における施設経営の審議において、より客観性を高めその客観的判断能力を確かなものにするため理事構成や理事会運営のありかたについて検討を加える。

検討を加える中心的内容としては

- 1) 理事構成およびその定数について検討する。
- 2) 事務局のあり方について検討する
具体的には下記内容についてその可否、実効性などについて検討する。

- ・理事会から次の理事会までの間法人運営の中核となる。
 - ・理事長を補佐し、法人の毎年度の基本方針作成、理事会の開催準備、議題整理などを行う。
 - ・施設長会議を定期的に開催し、施設の予算作成、予算執行状況、業務の運営状況を日常的に把握し、法人の理念・基本方針との整合性をチェックし、問題があれば理事会に報告する。
 - ・施設長会議等で報告された内容で施設運営に問題があれば理事会の開催を待たずに適切な改善指導・助言を行う。
 - ・地域福祉検討委員会、財政委員会は廃止とし、事務局会議の中で検討されるべき事項とする。(事務局会議の中で専門的課題について担当理事を決めるかどうかは今後の検討課題とする)
 - ・経営協議会は日常的には事務局会議にその役割を移し、財政運営の長期的課題の検討や、経営上の重要な問題が発生した時などに不定期に開催する。
参加メンバーは事務局担当理事を中心に田中会計や外部有識者、出席を希望する理事・評議員、必要によっては施設幹部職員などを想定し、都度協議して決定する
 - ・理事会開催後速やかに議事録を作成し、全理事に確実に送付する
 - ・インターネット上のホームページ(法人本部、各施設)に日常的に注視し、その運用が適切な状態であることを確認する。内容が不適切であったり、長期にわたってリニューアルされていなかったりした場合は関係者に注意を喚起する。ホームページの管理運営については直接的には各施設責任とし、法人本部が掲載する内容については事務局で討議しその結果に基づくページの改変については鈴木理事に委任する。
 - ・事務局会議は月一回の定例化を確実なものにするとともに必要に応じて適宜、会議を開催する
 - ・理事・評議員を対象に定期的に通信を発行し、各施設の通信などを一括同封するとともに、三施設の行事計画なども記載し、施設の活動について日常的な理解を深めていただくための啓蒙活動を継続的に行う。内容を確実なものにするために各施設は必要な情報を事務局に随時提供する。
- 3) 理事会においては事務局からの報告を中心に、必要があれば施設理事からの補充報告を審議し、問題があれば改善について討議し、あるいは検討を指示する。各理事が理事会に諮りたい案件や施設運営上の疑義などがあれば事前に事務局に提起していただくことが望ましいが、当日の理事会運営の中で案件について代案を呈したり、新たな提案意見を述べていただくことを制限するものではない。
- 4) 理事は理事会出席のみではなく、不定期に各施設を訪問し、その運営状況を直接確認し、理事会において訪問した結果の感想や意見を述べ、理事会の審議に反映させる。
- 5) 理事会開催の回数及び開催時間について、理事の施設訪問による負担増加と施設訪問の結果増えるであろう審議時間等を勘案しなければならないが今年度は前年同様の開催回数及び審議時間を確保しながら、状況によって24年度の理事会開催の方法に検討を加える。
緊急に理事会での議決を必要とするときは都度臨時理事会を招集し、審議をお願いする。理事会での審議をより実質的なものとするため、事務的報告事項を除く議案は理事会開催日の遅くとも10日前には理事の手に届くように改善する。評議員会は現行通りの3月、5月の年2回を定例会とし、その他必要が生じた場合に臨時に開催をすることとする。
- 6) 施設長会議
施設長会議は各施設2名と法人事務局で構成し、月1回の定例化は現状通りとするが、名称は適切なものに変更する。
会議においては運営状況の一般的報告にとどまることなく、事故や苦情等があれば内容や対策など踏み込んだ討議を目指す。施設会計における財政運営は施設の独自性を尊重しつつも、その客観的評価を確実なものにするため、月次会計報告の事務局への提出を義務化し、経営状況を会議出席者の共通の認識とする。

以上、Ⅰの理念の公式文書化とⅡの理事構成の変更、事務局のあり方と運営、および理事会運営の変更について、現状を維持しつつ適切であると認められる部分については改善を加えながら23年度中をかけて討議を深め、24年度において適切なあり方に変更することとする。

Ⅲ 財政経営問題

各施設の財政運営については前述の通り、その独自性を尊重するが、特に長期的展望に基づく予算構成などについては理事会も可能な範囲において相談を受け入れ、また、助言をおこなう。必要に応じて経営協議会なども開催し、施設運営の財政基盤の強化に取り組む。

あすなろの家土地購入借入金返済計画については状況が変化し、返済資金としての寄付金受け入れが着実に減少してきている。今後の借入金返済についてはここ数年の実態を踏まえ、あすなろの家会計から法人への返済予算繰り入れをベースにして返済計画を継続しつつ、可能な範囲で前倒し返済を進める。具体的には予算編成上はあすなろの家の毎年度借入金返済予算を軸に返済を行い、さらに法人本部・施設受け入れ寄付金の中から状況に応じて返済予算に上積みして年度末の返済にあてる。上積みされた金額は年度末の補正による組み換えとする。なお、本部としても運営上必要な予算原資を独自に確保できる方策について検討する。

22年度末のあすなろの家土地購入資金借入残高及び返済計画は別紙。

各施設および支援者の協力により出店参加している福祉の祭りは参加の意義が薄らいではいるが、バザー物品や手工芸品などの販売による資金活動を中心的目的と位置付けて参加を継続する。「いきいきセンターあすなろ」の活動については収益活動と言うよりも「なごみ食堂」とともに地域の方たちの憩いの場として、また地域福祉活動に参加する方たちの情報交換の場として存在感が高まっており、理事会の直接運営ではないが、これまで通り多くの方々の協力を得て取り組みを維持・発展させたい。

Ⅳ 法人と三施設のさらなる一体感の醸成

施設の独自性と理事会の経営責任を維持しつつ、理事会と三施設が相互に一体のものとして意識されるような体制を目指す。

施設長会議においては各施設から報告・相談される内容を他施設のこととして看過することなく、問題意識を共有し、相互に批判、助言のできる運営内容を目指す。

理事の施設訪問については、施設代表理事も同様に他施設を不定期に訪問し実情についての理解を深める。

三施設の一体感を醸成するように、新規採用職員については他の二施設での研修の義務付けを検討する。

法人ホームページについてはその内容の充実をはかり、三施設相互間のリンクを見やすくなるよう改善を図る。

法人後援会については事態が一向に進展しない状況があり、あらためて必要性や問題点を整理し、既存の各施設後援会や利用者組織などとの整合性を検討し、24年度方針で方向性を明確にする。